

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について  
(令和2年4月22日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の利用及び保育料については、現時点（令和2年4月22日）において以下のとおりとなっています。

なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性があります。随時、松戸市ホームページに公表いたします。

[保育施設の対応について]

## 1 保育施設の臨時休園等について

市内の新型コロナウイルス感染拡大防止により、**令和2年4月24日から保育施設を休園**します。

別紙1 通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について」  
(令和2年4月22日付)

(参考) 今までの登園自粛要請の通知については以下のとおりです。

別紙2 通知「登園自粛要請期間の保育の提供について」(令和2年4月20日付)

別紙3 通知「新型コロナウイルス感染症防止のための市内保育施設登園自粛要請について」(令和2年4月8日付)

## 2 保護者向け情報

登園自粛要請から休園になりますが、以下の取り扱いに変更はありません。

### (1) 休園期間中の保育の利用について

○保育の利用は、以下の保育の提供を必要とする方（家庭）を対象といたします。

休園中に保育の提供を受ける場合は、「保育利用申込書」を提出してください。

①医療関係、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係（公共交通機関、電力・ガス・水道・通信事業等）、食品・生活必需品供給関係等に従事する者

※上記の方においても、家族等において家庭保育が可能な方は、登園自粛をお願いします。

②その他家庭での保育が特に困難である場合

○対象期間 本市が休園をする期間まで  
※現時点では、令和2年5月6日まで休園

○提出先 現在利用している保育施設

○提出期限 令和2年4月23日(木)

※休園中、登園する初めての日まで

※登園自粛期間中に提出した申込書について、保育施設休園に伴い変更もしくは取消となった場合は、利用している保育施設に直接申し出てください。

## (2)保育施設の保育料について

○ 上記1の方針に基づき、保育施設の臨時休園等を行った場合、0歳児から2歳児の保育料を日割り計算により減額します。

- ・ 保育料は、減額前の金額で一旦納入していただきます。
- ・ 後日、各保育施設から本市に登園自粛に協力いただいた日数(欠席日数)の報告を受けて、保育料の減額の対応をいたします。
- ・ 3歳児から5歳児の給食費については、月ごとの食材の購入計画等に基づき月額徴収を基本としております。この場合には、原則として、日割り計算による減額は行っておりません。ただし、施設により食材の購入計画等が異なるため、詳細については各保育施設にお問い合わせください。

[日割り適用した場合の保育料]

保育料×(その月の登園しなかった日を除く開所日)÷25

※登園しなかった日には、保育施設の臨時休園日も含む。

[対象期間]

令和2年4月1日(水)から5月6日(水)までの予定

※期間を延長する場合があります。変更する場合は松戸市ホームページ等でお知らせします。

## (3)育児休業の復職延期について

- ・ 令和2年4月1日に入所される方のうち育児休業から復職予定の方については、休園期間終了後、翌々月の1日までに育児休業から復職していただく予定であれば、現在の認定内容(入所承諾・認定事由等)を変更いたしません。(保育施設の退園を求めないことといたします。)

→ 復職するまで特段の手続きは不要です。

復職の際は、「復職証明書」をご提出ください。

- ・ なお、4月1日以前に入所している方のうち、休園期間に復職予定の方は、上記同様の取り扱いとします。

## (4)求職活動中の方の認定期間について

- ・ 保育の事由が「求職活動」として入園している方は、休園期間終了後、翌々月の末日ま

でに就労証明書の提出により入園継続となっております。

※従来は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出していただくことにより、入園継続となっております。

### 3 勤務先事業者向け

松戸市内において新型コロナウイルス感染者数が増加し、集団感染が発生しております。そのため、本市では新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康を守るため、保育施設等は令和2年4月24日休園しておりますので、別紙4のとおりお願い申し上げます。

別紙4 通知「市内保育施設等における休園について」(令和2年4月22日付)

(参考) 今までの通知については以下のとおりです。

別紙5 通知「保育施設等の登園自粛の取り扱いについて」(令和2年4月20日付)

別紙6 通知「緊急事態宣言の発令に伴う保育施設等の登園自粛要請について」(令和2年4月10日付)

### 4 保育所(園)一時預かりについて

保育所(園)における、一時預かりについては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休止しております。

なお、就労を継続する必要がある場合等の方には、引き続き利用を認めてまいります。

### 5 認可外保育施設の新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染症対策に係る認可外保育施設の対応について

松戸市子ども部保育課入所入園担当室 TEL047-366-7351

松子保第82号  
令和2年4月22日

保護者の皆様

松戸市長 本郷谷 健次  
( 公 印 省 略 )

### 市内保育施設における休園について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では令和2年4月7日の緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の生命や健康を守るため、市内保育施設の登園自粛要請をお願いし、4月20日付改めてさらなる登園自粛を要請したところです。

今回、松戸市内において新型コロナウイルス感染者数が増加し、集団感染が発生したことから4月24日より、市内保育施設を休園といたします。

つきましては、保育施設休園中の家庭保育について、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 保育の利用について

市内保育施設について、休園とします。

ただし、保育の利用は、以下の保育の提供を必要とする方（家庭）を対象といたします。

(1) 医療関係、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係（公共交通機関、電力・ガス・水道・通信事業等）、食品・生活必需品供給関係等に従事する者

**※上記の方においても、家族等において家庭保育が可能な方は、登園自粛をお願いします。**

(2) その他家庭での保育が特に困難である場合

上記に該当する方（家庭）で休園期間中も、保育の提供を受ける場合は、

「保育利用申込書」を提出してください。

2 対象期間 本市が休園する期間まで  
※現時点では、令和2年5月6日までの保育の利用

3 申込書提出先 現在利用している保育施設

- 4 提出期限 令和2年4月23日(木)※休園中、登園する初めての日まで。  
※登園自粛期間中に提出した申込書について、保育施設休園に伴い  
変更もしくは取消となった場合は、利用している保育施設に直  
接申し出てください。

- 5 保護者の勤務先事業者の方に対する保育施設休園の周知について

4月24日から保育施設が休園となりますので、本市の保護者が勤務先において保育施設休園中の配慮がなされるようお伝えいただきますようお願いします。

問い合わせ  
松戸市子ども部保育課  
TEL047-366-7351

松子保第83号  
令和2年4月22日

保育施設等に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者の事業主様

松戸市長 本郷谷 健次  
( 公 印 省 略 )

### 市内保育施設等における休園について

令和2年4月10日に勤務先事業主の方に対して、保育施設の登園自粛の要請に関して、本市保育施設等に在籍する児童の保護者である従事者の方に対する在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をお願いしたところでございます。

今回、松戸市内において新型コロナウイルス感染者数が増加し、集団感染が発生したことから4月24日より市内保育施設を休園といたします。

つきましては、保育施設休園中における保育施設等に在籍する児童の保護者(従事者)の勤務について、特段のご配慮をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

〈問合わせ先〉

松戸市 子ども部 保育課

松戸市根本 387 番地の 5

TEL 047-366-1111 (内線 5326)

FAX 047-365-1009